

N X グループコンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社（以下、「NXHD」という。）およびNXグループが遵守すべきコンプライアンスに係る基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「コンプライアンス」とは、自らの業務の遂行にあたり、法令および社会道德、社会倫理等の社会的規範ならびにNXグループ各社の社内規程、業務方針等の社内規範に基づき、健全、透明かつ公正な事業活動を行っていくことをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、NXグループ各社全てに適用する。

2 前項「NXグループ各社」には、その従業者（全ての役員および従業員をいう。以下同じ。）を含むものとする。

(関係法令等)

第4条 NXグループ各社は、本規程に規定する事項のほか、当該NXグループ各社が所在する国や地域において適用のあるコンプライアンスに関する法令および規制（以下、「現地法令」という。）を、それぞれ遵守しなければならない。本規程と現地法令が抵触する場合には、現地法令が優先して適用される。

(グループ各社の責務)

第5条 NXグループ各社は、本規程を遵守することにより、適正な事業活動を行うとともに、与えられた公共的使命および社会的責任を果たす。

2 NXグループ各社は、常に連携をとり、一致協力をしてコンプライアンスの徹底に努め、NXグループの一員として、それぞれの責務を遂行する。

3 NXグループ各社は、本規程に反するような事態が発生したときは、原因究明、適切な措置の実施および再発防止に努めるとともに、必要に応じ社会への迅速かつ的確な情報公開の実施と説明責任を果たす。

4 NXHDは、グループ全体の本社としての機能をあわせ持ち、常にグループの中核として、その責務を遂行するものとする。

(従業員の責務)

第6条 従業員は、本規程およびその精神を遵守し、社会倫理に則した行動の徹底と会社の信用の向上に努める。

2 従業員は、本規程に反する行為を発見したときは、看過または隠蔽することなく、直ちに上司に報告または相談する。また、違反行為が当該上司によって正しく対処されない場合には、コンプライアンス推進者(第19条に定義する。以下同じ。)に通報または相談する。

3 内部通報制度については別に定める。

第2章 業務遂行上の規範

(法令等の遵守)

第7条 NXグループ各社は、業務遂行にあたり、自らが行う各事業に関連する各種法令、約款、社内規程、社内規則およびマニュアル等の規範(以下、総称して「法令等」という。)を遵守する。

2 NXグループ各社は、前項の法令等の趣旨を十分に理解かつ尊重し、適正な企業活動を行う。

(公正、透明かつ自由な競争の確保)

第8条 NXグループ各社は、価格協定、入札談合、市場分割、生産数量制限または競争上の機密情報の交換を含む、競争制限効果を生じさせるような競争者との合意または協調行為に関与してはならない。

2 NXグループ各社は、優越的地位の濫用を排除し、不当な取引の強要、カルテル行為、不正な便宜または利益の提供およびインサイダー取引等の不正な取引または行為等の競争を害するおそれのある不公正または排他的な行為を排除する。

3 NXグループ各社は、日本における「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)や米国における「反トラスト法」をはじめ、関係各国において適用される反競争行為の防止を規定した法規制および市場ルールに則った公正、透明かつ自由な競争を行う。

(利益相反の防止)

第9条 NXグループ各社は、従業員に対し、常にNXグループの最大の利益に資するよう行動することを要請し、また個人的な利益または関連当事者の利益がNXグループの利益と相反するまたは相反するおそれのある状況を回避するよう要請する。

2 NXグループ各社は、従業員が他社もしくは他の団体等の役員に就任する場合や資産の譲渡等の取引が行われる場合など、NXグループ各社と従業員との間で利

益が相反する可能性のある行為について、未然防止もしくはリスクを適切に回避するための対策を講じる。

(安全衛生および事故の防止体制の構築と迅速な処理)

第 10 条 NXグループ各社は、安全衛生関連法令を遵守し、全従業員に対して安全かつ衛生的な労働環境を提供するように努める。

2 NXグループ各社は、自らの業務遂行において発生の予測される各種事故に関して、あらかじめ万全な防止体制を構築するとともに、当該事故が発生した場合には、法令等に則り、迅速かつ的確な対応および処理を行う。

(品質の管理と維持)

第 11 条 NXグループ各社は、自らが行う各事業におけるあらゆる商品および作業の品質管理を徹底し、NXグループとしての高い品質を維持する。

(適正かつ厳正な情報管理)

第 12 条 NXグループ各社は、顧客情報、個人情報および社内情報の取扱いについては、法令等および関連する社内規程等に則り、それらの情報を適正かつ厳正に管理し、漏洩、滅失または棄損を防止する。

2 NXグループ各社は、不正アクセスを防止するために必要な組織的、技術的および物理的安全管理措置を講じるとともに、当該情報の漏洩、滅失、毀損等を防止する。また、当該情報へのアクセスは、権限を付与された者による業務上必要な範囲のみに限定されることを確保する。

3 NXグループ各社は、業務の過程で知得した機密情報が正当な事業上の目的のためにのみ利用され、かつ適切な許可なく第三者に開示されないことを確保する。

4 NXグループ各社は、顧客または社外関係者との間で、守秘義務契約等を締結し、相互に情報管理の徹底を図る。

(適正な取引関係の確保)

第 13 条 NXグループ各社は、顧客または社外関係者との間で、商慣習の枠を越え、社会一般の接遇として容認され難い接待や金品の贈答等を行うこと、またはそれらを受取る行為を行ってはならない。

2 NXグループ各社は、顧客または社外関係者との間で、前項の他不正な利益の授受を行ったとの誤解を招く恐れのある金銭的利害関係を持つてはならない。

3 NXグループ各社は、公務員およびこれに準ずる者（法令等によりその職務に関連して利益の收受をすることが制限されている者、いわゆるみなし公務員を含む。）に対しては、接待、金品の贈答、便宜の提供等を行ってはならない。汚職および賄賂は、厳に禁止する。

(マネーロンダリングおよび反社会的勢力の排除)

第 14 条 NXグループ各社は、マネーロンダリングおよびインサイダー取引の防止に関するすべての適用法令を遵守する。NXグループ各社は、いかなる形態のマネーロンダリングにも関与せず、これを助長または許容しないものとし、自らの業務が不正な目的に利用されることを防止するため、適切なデューディリジェンス、監視および内部管理体制を整備・運用するものとする。

2 NXグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金または賛助金の提供や出版物の購読、購入等の諸要求に対しても、断固として拒絶する。

(会社資産の公正かつ効率的な活用および不適正処理の防止)

第 15 条 NXグループ各社は、会社の資産および事業費用の公正かつ効率的な活用に努めるとともに、不適正処理を防止する管理体制を構築する。

(環境問題への取組み)

第 16 条 NXグループ各社は、地球の温暖化、オゾン層の破壊、大気汚染等の環境問題の防止に取り組むとともに、廃棄物の処理および焼却の適正化に努め、エネルギーの適正運用を図る等、企業として環境問題に積極的に取り組む。

第 3 章 社会の良き企業市民としての規範

(人権および人格の尊重)

第 17 条 NXグループ各社は、NXグループ人権方針に従い、個人の人権および人格を尊重し、差別およびパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを含むすべてのハラスメント（以下、「ハラスメント」という。）のない、包摂的かつ安全な職場環境の整備・維持に努める。NXグループ各社は、あらゆる差別、ハラスメント等につながる行為を行ってはならない。

(高い倫理観と社会的良識)

第 18 条 NXグループ各社は、社会的公共性の高い事業に携わっていることを常に自覚し、社会生活においても常に自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動する。

第 4 章 コンプライアンス責任者および推進者

(コンプライアンス責任者および推進者の配置)

第 19 条 NXグループ各社は、全ての従業員にコンプライアンスを浸透させるために、

下記に従って、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス推進者」をそれぞれ配置する。

- (1) コンプライアンス規定の徹底を図るため、コンプライアンス責任者を配置する。
- (2) 従業員の日常業務を通じたコンプライアンスに関する教育、指導等を行い、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進者を配置する。

(内部通報体制および調査)

第 20 条 NXグループ各社は、法令または社内規程に違反する事実またはその疑いがある場合に、従業員および利害関係者が誠実に通報できる適切な内部通報体制を整備し運用する。

2 NXグループ各社のコンプライアンス推進者は、従業員からの相談または報告に基づき、コンプライアンス問題に関する事実関係の把握を行うとともに、必要な調査を実施して、コンプライアンス違反の有無やその内容、原因等を確認する。

3 NXグループ各社は、誠実に内部通報を行いまたは調査に協力する従業員に対し、報復その他の不利益取扱いをすることを一切禁止する。

(報告および是正措置)

第 21 条 NXグループ各社のコンプライアンス責任者は、前条の調査の結果、コンプライアンス違反行為を確認した場合には、取締役会等、業務執行権限を有する適切な会議体においてその内容を報告する。

2 前項の報告を受けた取締役会等では、コンプライアンス違反の内容や原因に基づき、対応方針を検討し、必要に応じて是正措置または再発防止策を検討する。

(コンプライアンス教育)

第 22 条 NXグループ各社のコンプライアンス責任者およびコンプライアンス推進者は、コンプライアンス遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上のため、従業員への教育研修計画を策定し、当該計画に基づき継続的かつ定期的に従業員のコンプライアンス教育を行う。

第 5 章 罰則

(従業員に関する罰則)

第 23 条 従業員が、本規程または関連する諸規程等に違反した場合、またはコンプライアンス違反行為を行った場合には、NXグループ各社は、就業規則等の懲罰に係る規程に基づき、当該従業員を処分することがある。

第6章 その他

(所管部)

第24条 本規程の所管部は、NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社コンプライアンス・リスク統括部とする。

(規程の改定・廃止)

第25条 本規程の改定、廃止は、経営会議で協議のうえ取締役社長決裁によるものとする。ただし、軽微な改定はリスクマネジメント本部長の承認で行うことができる。

附則

1. NXグループ各社は、本規程を基本原則とし、必要に応じてコンプライアンスに関する社内規程等を策定・準備し、これを運用する。
2. 本規程は、2026年7月1日から施行する。